



## 一、最新中国法令

- [关于深化体制机制改革加快实施创新驱动发展战略的若干意见](#)

【发布单位】国务院

【发布日期】2015-03-23

【内容提要】该意见要求：

<p><b>实行严格的知识产权保护制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 完善知识产权保护相关法律，研究降低侵权行为追究刑事责任门槛，调整损害赔偿标准，探索实施惩罚性赔偿制度。完善权利人维权机制，合理划分权利人举证责任。</li> <li>▪ 完善商业秘密保护法律制度，明确商业秘密和侵权行为界定，研究制定相应保护措施，探索建立诉前保护制度。</li> <li>▪ 推进知识产权民事、刑事、行政案件的“三审合一”。</li> <li>▪ 将侵权行为信息纳入社会信用记录。</li> </ul>
<p><b>打破制约创新的行业垄断和市场分割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 加快推进垄断性行业改革，放开自然垄断行业竞争性业务。</li> <li>▪ 加强反垄断执法，及时发现和制止垄断协议和滥用市场支配地位等垄断行为。</li> </ul>
<p><b>改进新技术新产品新商业模式的准入管理</b></p> <p>改革产业准入制度，制定和实施产业准入负面清单，对未纳入负面清单管理的行业、领域、业务等，各类市场主体皆可依法平等进入。</p>
<p><b>提高普惠性财税政策支持力度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 坚持结构性减税方向，逐步将国家对企业技术创新的投入方式转变为以普惠性财税政策为主。</li> <li>▪ 统筹研究企业所得税加计扣除政策，完善企业研发费用计核方法，调整目录管理方式，扩大研发费用加计扣除优惠政策适用范围。完善高新技术企业认定办法，重点鼓励中小企业加大研发力度。</li> </ul>
<p><b>壮大创业投资规模</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 研究扩大促进创业投资企业发展的税收优惠政策，适当放宽创业投资企业投资高新技术企业的条件限制。</li> <li>▪ 完善外商投资创业投资企业规定。</li> </ul>
<p><b>实行更具竞争力的人才吸引制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 加快外国人永久居留管理立法，规范和放宽技术型人才取得外国人永久居留证的条件，探索建立技术移民制度。对持有外国人永久居留证的外籍高层次人才在创办科技型企业等创新活动方面，给予中国籍公民同等待遇。</li> </ul>

## 一、最新中国法令

- [体制メカニズムの改革推進によるイノベーション主導型発展戦略の実施加速に関する若干意见](#)

【発布機関】国务院

【発布日】2015-03-23

【概要】本意見の要求は以下の通りである。

<p><b>厳格な知的財産権保護制度の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 知的財産権保護関連法の整備、権利侵害行為刑事責任追及の条件を引き下げの研究、損害賠償基準の調整、懲罰的賠償制度実施の模索を行う。権利者権利保護メカニズムの整備、権利者挙証責任の合理的な区分を行う。</li> <li>▪ 商業秘密保護の法律制度の整備、商業秘密および権利侵害行為の定義の明確化、相応する保護措置の研究制定、訴訟前保護制度確立の模索を行う。</li> <li>▪ 知的財産権の民事、刑事、行政事件に関する「三つの審理の一本化」を推進する。</li> <li>▪ 権利侵害行為情報を社会信用記録に組み入れる。</li> </ul>
<p><b>革新を制約する業種独占と市場分割の打破</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 独占的業種の改革推進を加速し、自然独占業種の競争的業務を自由化する。</li> <li>▪ 独占禁止法執行を強化し、独占協定および市場支配的地位の濫用などの独占行為を遅滞なく発見し制止する。</li> </ul>
<p><b>新技術新製品新商業モデルの参入管理の整備</b></p> <p>産業参入制度を改革し、産業参入ネガティブリストの制定および実施を進める。ネガティブリスト管理に含まれていない業種、分野、業務などについては、各種市场主体はいずれも法に従って平等に参入することができる。</p>
<p><b>普遍的な財税優遇政策支持への注力の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 構造的減税方針を堅持し、国の企業技術革新に対する投入方式を普遍的な財税優遇政策を主とするものへ段階的に切り替える。</li> <li>▪ 企業所得税追加控除政策の統括的な研究、企業研究開発費用の計算査定方法の整備、目録管理方式の調整、研究開発費用の追加控除優遇政策適用範囲の拡大、ハイテク企業認定弁法の整備、中小企業による研究開発への注力増大に重点的な奨励を行う。</li> </ul>
<p><b>ベンチャーキャピタル規模の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ベンチャーキャピタル企業の発展を促進する税収優遇政策の拡大を研究し、ベンチャーキャピタル企業がハイテク企業への投資を行う条件規制を適度に緩和する。</li> <li>▪ 外商投資ベンチャーキャピタル企業に関する規定を整備する。</li> </ul>
<p><b>更に競争力を備えた人材誘致制度の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 外国人の永久居留管理に関する立法を加速し、技術職人材の外国人永久居留証取得に関する条件の規範化、緩和を進める。技術職移民制度の確立を模索する。外国人永久居留証を保有する外国籍高級人材による科学技術型企業の創設などの革新活動に対し、中国籍国民と同等の待遇を与える。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 对符合条件的外国人才给予工作许可便利,对符合条件的外国人才及其随行家属给予签证和居留等便利。</li> <li>▪ 逐步放宽外商投资人才中介服务机构的外资持股比例和最低注册资本金要求。</li> </ul>
<p><b>扩大科技计划对外开放</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 积极鼓励和引导外资研发机构参与承担国家科技计划项目。</li> <li>▪ 引导外资研发中心开展高附加值原创性研发活动,吸引国际知名科研机构来华联合组建国际科技中心。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/xinwen/2015-03/23/content\\_2837629.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2015-03/23/content_2837629.htm)

<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 条件を満たす外国籍人材に対し就業許可の利便を与え、条件を満たす外国籍人材およびその帯同家族に対しビザおよび居留などの利便を与える。</li> <li>▪ 外商投資人材仲介サービス機構に関する外資持分比率および最低登録資本金の要求を段階的に緩和する。</li> </ul>
<p><b>科学技術計画の対外開放の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 外資研究開発機構の国家科学技術計画プロジェクトへの参加と引き受けを積極的に奨励し、誘導する。</li> <li>▪ 外資研究開発センターを高付加価値オリジナル研究開発活動の実施へと誘導し、国際的に知名度の高い科学研究開発機構による中国での国際科学技術センターの共同創設を誘致する。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/xinwen/2015-03/23/content\\_2837629.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2015-03/23/content_2837629.htm)

● 出入境检验检疫报检企业管理办法

- 【发布单位】国家质量监督检验检疫总局  
【发布文号】国家质量监督检验检疫总局令第 161 号  
【发布日期】2015-02-15  
【实施日期】2015-04-01  
【内容提要】根据该办法：
- 报检企业,包括自理报检企业和代理报检企业。
  - 报检企业办理报检业务,应当持相关材料向检验检疫部门备案,材料齐全、符合要求的,检验检疫部门应当为报检企业办理备案手续,核发报检企业及报检人员备案号。
  - 检验检疫部门对报检企业实施信用管理和分类管理,对报检人员实施报检差错记分管理。报检人员的差错记分情况列入报检企业的信用记录。检验检疫部门可以公布报检企业的信用等级、分类管理类别和报检差错记录情况。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk\\_13386/jlqg\\_12538/zjl/2015/201503/t20150324\\_434932.htm](http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlqg_12538/zjl/2015/201503/t20150324_434932.htm)

● 关于推行地方各级政府工作部门权力清单制度的指导意见

- 【发布单位】中共中央办公厅、国务院办公厅  
【发布日期】2015-03-24

● 出入国検査検査検査申告企業管理弁法

- 【発布機関】国家品質監督検査検査総局  
【発布番号】国家品質監督検査検査総局令第 161 号  
【発布日】2015-02-15  
【実施日】2015-04-01  
【概要】本弁法によると、以下の通りである。
- 検査申告企業には、自ら検査申告を行う企業と検査申告を代行する企業が含まれる。
  - 検査申告企業が検査申告手続き業務を行う際に、関連資料を準備して検査検査部門へ届出なければならず、資料が完全で、要求を満たしていれば、検査検査部門は検査申告企業の届出手続きを処理し、検査申告企業および検査申告人員の届出番号を審査発給するものとする。
  - 検査検査部門は検査申告企業に対し信用管理および分類管理を実施し、検査申告人員に対し検査申告過失得点化管理を実施する。検査申告人員の過失得点状況は検査申告企業の信用記録に記載する。検査検査部門は検査申告企業の信用等級、分類管理の種類および検査申告過失記録状況を公表することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk\\_13386/jlqg\\_12538/zjl/2015/201503/t20150324\\_434932.htm](http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlqg_12538/zjl/2015/201503/t20150324_434932.htm)

● 地方各級政府業務部門の権限リスト制度推進に関する指導意見

- 【発布機関】中国共産党中央委員会弁公庁、國務院弁公庁  
【発布日】2015-03-24

【内容提要】该意见要求地方各级政府工作部门建立权力清单和相应责任清单制度，进一步明确职责权限，大力推动简政放权。简要介绍如下：

<b>清理调整行政职权</b>
对没有法定依据的行政职权，应及时取消，确有必要保留的，按程序办理。
<b>依法律法规审核确认</b>
对拟保留的行政职权目录，要依法逐条逐项进行合法性、合理性和必要性审查。需修改法律法规的，要先修法再调整行政职权。
<b>优化权力运行流程</b>
对确认保留的行政职权，要制定行政职权运行流程图，减少工作环节，规范行政裁量权。
<b>公布权力清单</b>
经过确认保留的行政职权，除保密事项外，要以清单形式将每项职权的名称、编码、类型、依据、行使主体、流程图和监督方式等，及时在政府网站等载体公布。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/xinwen/2015-03/24/content\\_2837962.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2015-03/24/content_2837962.htm)

● 上海市企业住所登记管理办法（上海）

【发布单位】上海市人民政府办公厅  
 【发布文号】沪府办发〔2015〕15号  
 【发布日期】2015-03-03  
 【实施日期】2015-03-01 至 2019-12-31  
 【内容提要】该办法对上海市各类企业住所及分支机构经营场所（以下统称“住所”）的登记管理进行了规定。符合以下情形之一的，可以将同一地址的非居住用房登记为两个以上企业的住所（一址多照）：

- （一）股权投资企业及承担对其管理责任的股权投资管理企业；
- （二）企业之间有投资关系，使用相同住所办公。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai41978.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【概要】本意見は、地方各級政府業務部門に対し権限リストおよび関連責任リスト制度の確立を求めており、職責権限を更に明確化し、行政の簡素化と権限委譲を強く推進する。以下に簡潔に紹介する。

<b>行政職権の整理調整</b>
法的根拠のない行政職権については、速やかに廃止し、確かに残す必要があるものについては、手順に従って処理する。
<b>法令に従った審査確認</b>
残す予定である行政職権目録については、法により条項の合法性、合理性および必要性の審査を逐一に行わなければならない。法令改正の必要がある場合、法令を改正した上で改めて行政職権の調整を行わなければならない。
<b>権限運用手順の最適化</b>
残すことが確認された行政職権については、行政職権運用手順図を制定し、業務手順を減らし、行政裁量権を規範化しなければならない。
<b>権限リストの公布</b>
残すことが確認された行政職権については、秘密保持事項を除き、リスト形式により各項職権の名称、番号、分類、根拠、行使主体、手順図および監督方式などを、遅滞なく政府ウェブサイトなどの媒体で公布しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/xinwen/2015-03/24/content\\_2837962.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2015-03/24/content_2837962.htm)

● 上海市企業住所登記管理弁法(上海)

【発布機関】上海市人民政府弁公庁  
 【発布番号】滬府弁発〔2015〕15号  
 【発布日】2015-03-03  
 【実施日】2015-03-01 から 2019-12-31  
 【概要】本弁法は、上海市の各種企業住所および分支機構の経営場所（以下「住所」という）の登記管理について規定を設けた。以下の状況のいずれかに該当する場合、同一住所の非居住用家屋を二つ以上の企業の住所として登記することができる（一住所で複数の証書）。

- （一）持分投資企業およびそれに対する管理責任を負う持分投資管理企業。
- （二）企業間に投資関係が存在し、同一の住所を使用して業務を行う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai41978.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、最新资讯

- [商务部就《外商投资租赁业管理办法》的补充规定征求意见](#)

日前，商务部对《外商投资租赁业管理办法》进行修改，发布了《〈外商投资租赁业管理办法〉的补充规定》（征求意见稿）向社会公开征求意见（截止日期为2015年04月24日）。内容包括：

<b>新增公司名称的要求</b>
第三条新增：新设外商投资融资租赁公司名称中须注明“融资租赁”字样，不得含有“金融租赁”字样。
<b>审批权限由商务部下放到地方</b>
第四条第二款修改为： <ul style="list-style-type: none"><li>▪ 商务部是外商投资租赁业的行业主管部门。</li><li>▪ 省级商务主管部门是外商投资融资租赁公司的审批管理部门，省级商务主管部门或其授权和委托的商务主管部门是外商投资租赁公司的审批管理部门。</li></ul>
<b>租赁财产增加类别</b>
第六条新增：工业厂房、仓储用房、商用地产、附着于不动产的其他设备（如电梯、空调系统等）等其他用于生产经营的资产，及其附带的软件、技术等无形资产。
<b>取消注册资本要求</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 删除第九条（一）“注册资本不低于1000万美元”的规定。</li><li>▪ 第九条（四）后新增一款：“外商投资融资租赁公司设立子公司不设最低注册资本限制。”</li></ul>
<b>外商投资融资租赁公司可以经营的业务增加</b>
第十四条新增： <ul style="list-style-type: none"><li>▪ 接受承租人的租赁保证金；</li><li>▪ 转让和受让融资租赁资产；</li><li>▪ 兼营与融资租赁主营业务相关的商业保理业务。</li></ul>
<b>其他</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 设立审批时限减少到20天。</li><li>▪ 对香港、澳门服务提供者在广东省投资设立租赁公司、融资租赁公司进行特别规定。</li></ul>

（里兆律师事务所 2015年03月27日编写）

## 三、里兆解读

## 二、新着情報

- [商务部が「外商投資リース業管理弁法」の補充規定についてパブリックコメントを募集する](#)

先頃、商务部は「外商投資リース業管理弁法」を改正し、『外商投資リース業管理弁法』の補充規定（意見募集案）を公布し、社会に向けパブリックコメントを募集している（締め切りは2015年4月24日である）。改正内容は主に以下の通りである。

<b>会社名称の新規追加</b>
第三条の新規追加：新設する外商投資ファイナンスリース会社の名称には「融資租賃」の文字が含まれなければならない、「金融租賃」の文字を含んではならない。
<b>審査許可権限の商務部から地方への委譲</b>
第四条第二項を以下の通り改正する。 <ul style="list-style-type: none"><li>▪ 商務部は外商投資リース業の業種主管部門である。</li><li>▪ 省級商務主管部門は外商投資ファイナンスリース会社の審査許可管理部門であり、省級商務主管部門またはそれが授權および委託した商務主管部門は外商投資リース会社の審査許可管理部門である。</li></ul>
<b>リース財産への分類追加</b>
第六条の新規追加：工業用建物、倉庫保管用建物、商業用不動産、不動産に付帯するその他の設備（エレベーター、空調システムなど）などのその他の生産経営に用いる資産、およびその付随するソフトウェア、技術などの無形資産。
<b>登録資本要件の廃止</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 第九条（一）「登録資本は1,000万米ドルを下回らない」との規定を削除した。</li><li>▪ 第九条（四）後の新規追加項目：「外商投資ファイナンスリース会社による子会社設立については最低登録資本に関する規制を設けない。」</li></ul>
<b>外商投資ファイナンスリース会社が経営できる業務の追加</b>
第十四条の新規追加： <ul style="list-style-type: none"><li>▪ 賃借人からの賃借保証金の受取り。</li><li>▪ ファイナンスリース資産の譲渡および譲受け。</li><li>▪ ファイナンスリース主要業務に関連する商業ファクタリング業務の兼営。</li></ul>
<b>その他</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 設立審査許可期間を20日に短縮する。</li><li>▪ 香港、マカオの役務提供者による広東省でのリース会社、ファイナンスリース会社の投資設立について特別規定を設けた。</li></ul>

（里兆法律事務所が2015年3月27日付で作成）

## 三、里兆解説

● 外資三法合一，中国《外国投资法（草案征求意见稿）》及其对外商投资企业的的影响简析

2015年01月19日，中国商务部发布了《中华人民共和国外国投资法（草案征求意见稿）》（以下简称“《外国投资法草案》”），将中国《外资企业法》、《中外合资经营企业法》、《中外合作经营企业法》“三法合一”。如果该《外国投资法草案》最终生效成为法律，将结束现行外商投资法律的分散立法模式，对整个外资管理体制产生重要而深远的影响。本文拟对《外国投资法草案》进行初步评析，简要介绍修改原因及重要内容、反映的中国政府对于外国投资的管理趋势、以及生效后对现有外商投资企业的可能影响等。

一、修改原因及重要内容

根据中国商务部对《外国投资法草案》所做的说明，修改原因如下：一是现行外商投资法律确立的逐案审批制管理模式已不能适应构建开放型经济新体制的需要，不利于激发市场活力和转变政府职能；二是现行外商投资法律中关于企业组织形式、经营活动等规定和《公司法》等有关法律存在重复甚至冲突；三是外资并购、国家安全审查等重要制度需要纳入外国投资的基础性法律。

目前公布的《外国投资法草案》分为11章，共170条，分别就外国投资者和外国投资定义、准入管理制度、国家安全审查制度、信息报告制度、投资促进、保护制度、法律责任等多个方面做出了规定。其中，对现行外商投资法律中所做的重大变革内容包括：

1. **统一外商投资企业类型**：与现行外商投资法律有所不同，《外国投资法草案》不再对外商投资企业的组织形式进行规范，外商投资企业将与国内企业一样，在公司设立、治理、清算和其他公司事务方面统一适用《公司法》、《合伙企业法》和《个人独资企业法》等法律。
2. **构建负面清单制度**：外国投资者在中国境内投资享有国民待遇；中国实行统一的外国投资准入许可制度，除依据特别管理措施目录（负面清单）实施管理的禁止或限制外国投资的领域或投资金额，外国投资进入均不需要经过中国商务部门的批准。
3. **强化国家安全审查**：在现行《国务院办公厅关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知》（2011年）的基础上，扩大了国家安全审查制度的适用范围，并设置、规定了较为完整的安全审查流程、安全审查主体以及区分性安全审查意见。

● 外資三法が1つにまとめられる中国「外国投資法（草案意見募集案）」およびそれが外商投資企業に及ぼす影響を簡潔に分析する

2015年1月19日，中国商務部は「中華人民共和國外國投資法（草案意見募集案）」（以下「外國投資法草案」という）を公布し，中国「外資企業法」、「中外合弁經營企業法」、「中外合作經營企業法」の三法が1つにまとめられた。当該「外國投資法草案」が最終的に発効し法律となった場合、現在の外商投資関連法律が分散した立法方式は終了し、外資管理体制全体に重要で深い影響を及ぼすことになる。本文では「外國投資法草案」について初期評価分析を行い、改正理由および重要内容、反映される中国政府の外国投資に対する管理姿勢、及び発効後の現有外商投資企業に及ぼすと思われる影響などを簡潔に紹介する。

一、改正理由および重要内容

中国商務部が「外國投資法草案」について行った説明によれば、改正理由は以下の通りである。一つ目は、現行の外商投資関連法律で確立された案件毎の審査許可制管理方式が、既に開放型経済新体制構築の需要に適応できず、市場の活性化および政府職能の転換に不利であること。二つ目は、現行の外商投資関連法律における企業組織形態、経営活動などに関する規定が「会社法」などの関連法律と重複しており、更には不一致が存在すること。三つ目は、外資の買収、国家安全審査などの重要な制度を外国投資関連基本法に組み入れる必要があることである。

現在公布されている「外國投資法草案」は11章、計170条に分かれており、それぞれ外国投資者および外国投資の定義、参入管理制度、国家安全審査制度、情報報告制度、投資の促進、保護制度、法的責任などの多方面について規定を設けている。そのうち、現行の外商投資関連法律について行われた重大な変革内容は以下の通りである。

1. **外商投資企業分類の統一**：現行の外商投資関連法律と異なる点として、「外國投資法草案」では、以後、外商投資企業の組織形態に対する規範化を行わず、外商投資企業は中国国内企業と同じく会社設立、管理、清算およびその他の会社業務の面で統一的に「会社法」、「パートナーシップ企業法」および「個人独資企業法」などの法律が適用される。
2. **ネガティブリスト制度の構築**：外国投資者の中国国内における投資は内国民待遇を享受する。中国は統一的な外国投資参入許可制度を実施し、特別管理措置目録（ネガティブリスト）に従った管理が実施され外国投資を禁止または制限している分野もしくは投資金額を除き、外資の参入はいずれも中国商務部門の許可を必要としない。
3. **国家安全審査の強化**：現行の「外国投資者による国内企業買収の安全審査制度構築に関する國務院弁公庁の通知」（2011年）に基づき、国家安全審査制度の適用範囲を拡大し、整備された安全審査手順、安全審査主体および区分された安全審査意見を設置、規定した。

4. **建立信息报告制度：**具体形式包括初始报告、变更报告、年度报告、季度报告等；外国投资者或外国投资企业在实施投资前或实施投资后一定期限内须通过外国投资信息报告系统主动报告。

## 二、反映的中国政府对于外国投资的管理趋势

1. **投资环境愈加开放、透明：**自2013年以来，上海自由贸易试验区已率先采取负面清单制度，并提出在负面清单之外的领域，有关外商投资企业的商务审批停止实施而改为备案管理。此次，《外国投资法草案》更进一步开放，凡是在负面清单之外的领域进行投资无需任何事前备案或审批，后续的监督、管理更多是通过信息报告制度实施。这表明，外国投资者面对的投资环境愈加开放、透明。
2. **中国商务部门将更多介入外国投资活动：**以往，中国商务部门仅负责外国投资准入前的审批，后续的监督、检查等更多是由工商部门完成，商务部门在外国投资活动中扮演的角色相对比较消极。《外国投资法草案》专门增设了监督检查制度，并规定了一整套检查、调查的制度 and 程序，甚至包括举报、实地调查以及事后处罚等内容。这表明，商务部门将由事前监管走向事后监管，更多介入外国投资活动。

## 三、生效后对现有外商投资企业的可能影响

1. **变更企业组织形式、组织机构：**在《外国投资法草案》生效三年内，如果现有外商投资企业组织形式、组织机构与《公司法》、《合伙企业法》等法律规定不一致，需要予以调整；但若既有经营期限在该法生效后三年内届满且拟延长经营期限的，则应在企业既有经营期限内进行变更。即，取消中外合资经营企业、中外合作经营企业、外资企业的分类，同时按照《公司法》的要求，设立股东会/股东、董事会/执行董事、监事会/监事等组织机构。
2. **适用准入许可制度：**生效后，如果现有外商投资企业属于《外国投资法草案》规定的需申请准入许可的行业或投资金额范畴，那么，在不改变原批准的经营范围、期限和其他条件的前提下，无需再申请准入许可，但如果现有外商投资企业变更经营范围、增加投资金额后属于或达到准入许可适用的情形或标准的，则需申

4. **情報報告制度の構築：**具体的な形式には、初期報告、変更報告、年度報告、四半期報告などが含まれる。外国投資者または外国投資企業は、投資実施前または投資実施後の一定期限内に外国投資情報報告システムを通じて自主的に報告しなければならない。

## 二、反映される中国政府の外国投資に対する管理姿勢

1. **投資環境の更なる開放、透明化：**2013年以降、上海自由貿易試験区では既に率先してネガティブリスト制度を採用し、ネガティブリスト以外の領域において、外商投資企業に関する商務審査許可の実施を停止して届出管理へと変更することを提起している。今回、「外国投資法草案」は更なる開放を進め、ネガティブリスト以外の領域への投資であれば、いかなる事前の届出または審査許可も必要とせず、後続の監督、管理の多くは情報報告制度を通じて実施される。これは、外国投資者が直面する投資環境が更に開放され、透明化することを意味する。
2. **中国商務部門の更なる外国投資活動への介入：**これまで、中国商務部門は外国投資参入前の審査許可のみに責任を負い、後続の監督、検査などのより多くの部分は工商部門が行っており、商務部門が外国投資活動において果たす役割は相対的に消極的であった。「外国投資法草案」は監督検査制度を個別に増設し、整備された検査、調査に関する制度と手順を規定しており、更には告発、実地調査および事後の処罰などの内容までも含まれている。これは、商務部門が事前の監督管理から事後の監督管理へと、外国投資活動により多く介入することを意味する。

## 三、発効後の現有外商投資企業に及ぶと思われる影響

1. **企業組織形態、組織機構の変更：**「外国投資法草案」が発効してから三年以内に、現有外商投資企業の組織形態、組織機構が「会社法」、「パートナーシップ企業法」などの法律規定と一致しない場合は、調整しなければならない。なお、既存の経営期限が当該法発効後三年以内に期間を満了し且つ経営期間を延長する予定である場合、企業の既存の経営期限内に変更を行わなければならない。即ち、中外合弁経営企業、中外合作経営企業、外資企業の種類は廃止され、同時に「会社法」の要求に従って、株主会/株主、董事会/执行董事、監査役会/監査役などの組織機構を設置することになる。
2. **参入許可制度の適用：**発効後、現有外商投資企業が「外国投資法草案」の定める参入許可の申請を必要とする業種または投資金額の範疇に該当する場合、既に許可されている経営範囲、期間およびその他の条件を変更しない前提であれば、改めて参入許可を申請する必要はないが、現有外商投資企業が経営範囲の変更、投

请准入许可。

3. **履行信息报告义务：**虽然《外国投资法草案》未做出明确规定，但考虑到信息报告制度将成为今后商务部门监督、检查外国投资活动的主要渠道与途径，现有外商投资企业理应同样适用该制度。但是，该报告制度可能与现行的工商部门的企业年度报告公示制度重叠，两者如何衔接、共存，值得关注。

#### 四、生效需履行相应的立法程序

根据中国法律的立法流程，中国商务部完成社会公众意见征求后将对《外国投资法草案》做出修改完善，之后提交国务院审议，再由国务院报全国人大常委会表决通过。由于外国投资牵涉利益复杂、涉及部门广泛，某些重大问题仍存有争议，目前来看，到正式立法及公布施行还尚待时日。外国投资者有足够的时间来理解、评估中国将要采用的新的外资管理体制，对未来在华投资和运营做出合理的规划与安排。

(里兆律师事务所 2015 年 03 月 27 日编写)

#### 四、近期热点话题

※企业近期的关注话题 (=律师近期的关注话题)

- 土地问题(用地性质及其变更、工业用地全生命周期管理、补办房地产权证, 等)
- 商业贿赂讲座、反垄断法讲座
- 撤退, 以及撤退过程中的各类纠纷(尤其是群体性劳资纠纷、以及税务稽查案件)

資金額の追加を行った後、参入許可が適用される状況に該当し、または基準に達するのであれば、参入許可申請を行う必要がある。

3. **情報報告義務の履行：**「外国投資法草案」は明確な規定を設けていないが、情報報告制度が今後商務部門の行う外国投資活動の監督、検査の主要ルートと手段になることを考慮すれば、現有外商投資企業も同様に当該制度を適用しなければならないと思われる。ただし、当該報告制度は現行の工商部門の企業年度報告公示制度とも交錯すると思われるため、両者がどのように関連し共存するかは注目しなければならない。

#### 四、発効までに履行しなければならない関連立法手順

中国法の立法手順によれば、中国商務部はパブリックコメントを求めた後、「外国投資法草案」に対し修正改善を行い、その後国务院へ提出して審議を行い、改めて国务院から全国人民代表大会常務委員会に報告され表決可決となる。外国投資にかかわる利益は複雑であり、関連する部門も多く、一部の重大問題においては未だ論争が存在するため、現在のところ、正式立法および公布施行までには時間がかかるとされる。外国投資者には中国が採用しようとしている新たな外資管理体制に対する理解、評価を行い、将来の中国における投資および運営について合理的な計画と手配を行うための十分な時間が残されている。

(里兆法律事務所が 2015 年 3 月 27 日付で作成)

#### 四、トピックス

※企業が最近注目している話題(=弁護士が最近注目している話題)

- 土地問題(土地用途およびその変更、工業用地のライフサイクル管理、不動産権利証の追加手続きなど)
- 商業賄賂に関するセミナー、独占禁止法に関するセミナー
- 撤退、および撤退過程における各種紛争(特に労使紛争群衆事件、および税務査察案件)